

自治会集会所建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与するため、自治会集会所の建設事業（新築・増築・補修及び既存建物の購入をいう。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会」とは地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する認可地縁団体及び町又は字の区域その他山口市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（町内会、区等を含む。）をいう。

(補助金等)

第3条 自治会の実施する自治会集会所建設事業について、市長の認める対象事業経費の総額から、この要綱以外の国、県及び市の補助金並びに補償金を控除した額に10分の5を乗じて得た額以内を補助するものとし、新築・増築及び既存建物の購入については最高限度額を500万円とする。ただし、保険金（火災保険等）により補填された額があるときは、対象事業経費の総額から補填された額を差し引いた額を超えることができないものとする。

2 補修については市長の認める対象事業経費の総額から、この要綱以外の国、県及び市の補助金並びに補償金を控除した上で、10万円を控除した額に10分の5を乗じて得た額以内を補助するものとし、最高限度額を100万円とする。ただし、保険金（火災保険等）により補填された額があるときは、対象事業経費の総額から補填された額を差し引いた額を超えることができないものとする。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会集会所建設事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 経費の明細書（見積書）
- (4) 位置図及び平面図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものに対して速やかに補助金交付の決定を行い、自治会集会所建設事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、自治会に通知するものとする。

（補助金交付の変更申請）

第6条 前条の交付決定を受けた自治会が、やむを得ない事由により当該事業計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、自治会集会所建設事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更収支予算書（第6号様式）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、事業計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに変更交付を決定し、自治会集会所建設事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により、自治会に通知するものとする。

（報告の義務）

第7条 補助金決定通知書を受けた自治会は、補助金の対象となった事業が完成したときは、速やかに自治会集会所建設事業完成報告書（第8号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 完成写真
- (3) 建設費請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（補助額の確定）

第8条 市長は、前条の自治会集会所建設事業完成報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、自治会集会所建設事業補助金確定通知書（第10号様式）により自治会に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の補助金確定通知書を受けた自治会は、山口市所定の請求書を市長に提出し、市長は速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消又は返還）

第10条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた自治会は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくはすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の自治会集会所建設事業補助金交付要綱(山口市制定)、小郡町集会所設置補助交付要綱(小郡町制定)、秋穂町区集会所整備事業補助金交付要綱(秋穂町制定)、地区公民館補修等補助金交付要綱(阿知須町制定)及び自治会集会所等整備事業補助金交付規則(昭和56年徳地町規則第5号)(以下これらを「合併前の要綱等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(補助金の額の特例)

3 この要綱の施行の日の前日までに、着手した事業に対する補助金の額については、合併前の山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町又は徳地町の区域ごとに、なお合併前の要綱等の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町集落公民館等建設費補助金交付要綱(以下「編入前の要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(補助金の額の特例)

3 阿東町の編入の日の前日までに、阿東町の区域において着手した事業に対する補助金の額については、なお編入前の要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。